

令和4年度第2回調布市社会教育委員の会議 議事録

- 1 日 時 令和4年7月26日(火) 午後1時30分から午後1時50分まで
- 2 会 場 調布市教育会館3階301研修室
- 3 出席者 9人
篠崎議長, 宮下副議長, 荒井委員, 進藤委員, 田村委員, 西牧委員, 新田委員, 福田委員, 矢幡委員
- 4 傍聴者 5人
- 5 事務局
社会教育課長, 社会教育課職員4人

6 議 題

- (1) 議長及び副議長の選出について
- (2) 報告事項
令和4年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会第2回役員会, 第2回拡大役員会及び第1回理事会について
- (3) 情報共有事項
令和4年調布市公民館運営審議会第3回定例会について
- (4) 協議事項
ア 調布市社会教育関係団体の登録(新規)について
イ 次期調布市社会教育計画の策定について
- (5) その他

7 議事録

○篠崎議長

定刻となったため, 会議を始める。

○事務局

それでは, ただいまより, 令和4年度第2回調布市社会教育委員の会議を始める。

通常, 会議の進行は議長が行うこととなっているが, 調布市社会教育委員の会議規則第2条第2項に, 「議長, 副議長の任期は1年とする。ただし, 再選を妨げない。」と定められている。任期が1年とされているため, 本日この後の議題として, 議長・副議長を選出したいと思う。議長が決まるまでの間, 事務局が進行を務めさせていただく。

まず, 本日の委員の出欠状況と傍聴者の有無について確認する。欠席委員は毛利委員。傍聴者は4人である。傍聴者がいるため, ここで, 傍聴者に入場していただく。

(1) 議長及び副議長の選出について

○事務局

議長及び副議長の選出について, どなたか御意見はあるか。

意見が無かったため, 引き続き議長を篠崎委員, 副議長を宮下委員をお願いしたい。

○委員

異議なし

○事務局

皆様よろしいようですので、今後1年間の会議は篠崎議長と宮下副議長の体制で会議を進めていただく。

○篠崎議長

私は実は調布市に住んだことがないという存在で、52年前に大学受験の折に初めて調布を訪れた。それ以来、住んだことが無いのに学生時代にずっと通っており、先生として教える立場となってからも通っている。市民から見ればどういう立場なのかかわからないが、住んだことが無いけれども、ずっと関わっている。調布市との関係で新たな世界が開けてきたなということはとても思うので、社会教育委員の会議もひとつの仕事として必ず成果を出すようなつもりで頑張りたい。

○宮下副議長

引続き副議長を務めさせていただく。委員の任期の半ばでこういう形をとることは今まであまりなかったように思うが、規定に定められているとおりのため、このように対応していただいた。

議長と同様に私も調布に住んだことがない人間だが、1988年に仙川にある大学に着任して以来、ずっと勤め続けている。35年調布市在勤である。それだけの経験であり、これから社会教育計画策定の途上ですけれども、委員のみなさんの御意見をいただきながら、進めていければと思う。引続きよろしくお願いします。

(2) 報告事項

令和4年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会第2回役員会、第2回拡大役員会及び第1回理事会について

○篠崎議長

それでは事務局に説明をお願いしたい。

○事務局

東京都市町村社会教育委員連絡協議会（以下「都市社連協」という）第2回役員会、第2回拡大役員会（以下、「役員会」という）及び第1回理事会（以下、「理事会」という）について報告させていただく。

令和4年度、調布市は都市社連協の副会長市を務めており、役員会及び都内29市町が出席する理事会に篠崎議長が副会長として出席している。

令和4年7月12日（火）に開催された第2回役員会の式次第は資料1-1の3頁目、同じく7月12日（火）に開催された第1回理事会の式次第は資料1-2の7頁目である。

役員会での議事内容は、理事会での議事内容と重なるため、資料1-2の理事会の次第に沿って、報告する。(1)令和4年度役員・理事名簿および輪番表他については、資料1-3

の9頁目のとおりのため、説明は割愛する。なお、調布市については、令和5年度に都市社連協の会長市、令和7年度にブロック幹事市となる。

(2) 令和4年度全国社会教育委員連合表彰については、資料1-4の19頁目のとおり、全国社会教育委員連合による社会教育委員の表彰候補者として、都市社連協は社会教育委員等の在任期間を比較し、小平市の社会教育委員の方を推薦した。

(3) 令和4年度一般社団法人全国社会教育委員連合第1回理事会・総会について、(4) 令和4年度関東甲信越静社会教育委員連絡協議会第1回理事会について、(5) 令和3年度一般社団法人全国社会教育委員連合第4回理事会・総会について、これらは資料1-5の21頁目から103頁目のとおりのため、説明は割愛する。なお、全国社会教育委員連合第1回総会において、新型コロナウイルス感染症の拡大状況もあり、オンライン会議の要望もあったが、人員や機器等の関係があるため、保留となっている。

つづきまして、協議事項について報告させていただく。(1) 令和4年度都市社連協ブロック研修会については、資料1-6の105頁目を御覧いただきたい。各ブロック幹事市より研修会の内容の説明があった。2ブロック、立川市については、時間未定となっているが、午後2時～午後4時30分の予定となった。3ブロック・日野市については、日にちが12日土曜日に変更となった。4ブロック・小平市については、時間が午後1時30分から午後4時、内容が未定となっていたが、地域学校協働活動について、各市の事例発表、グループワーク等を行うこととなった。なお、調布市が含まれる5ブロックは、幹事市が武蔵野市、内容については表のとおりである。11月6日(日)午後1時30分から午後4時30分、場所は、武蔵野スイングホール10階スカイルームにて行う予定である。他ブロック研修会の参加については、各ブロックで方向性を決定し、事務局を通じて、後日連絡をいただくことになっている。

(2) 令和4年度都市社連協交流大会・社会教育委員研修会実施要項(案)について、資料1-7の107頁目を御覧いただきたい。令和4年12月10日(土)に開催する、令和4年度都市社連協の交流大会・社会教育委員研修会の実施要項(案)について、事務局より説明があった。研修会の内容は、分身ロボットOriHime(オリヒメ)についてである。OriHimeとは、病気や障害等で外出が難しい場合でも、人がロボットを操作することにより、社会参加を可能にするためのツールである。なお、会場の収容人数があり、各市、社会教育委員及び事務局含めて、参加人数は4名を上限とするよう依頼があった。

役員会や理事会において、オンライン公開やライブ配信してはどうかとの意見が出されたが、事務局としては、予算や機器等の関係があるため、今後検討するという ことになっている。

(3) 第52回関東甲信越静社会教育研究大会東京大会繰入金の取扱いについて

資料1-8、109頁目を御覧いただきたい。前回の第一回臨時会社会教育委員の会議でも報告した、令和3年度関東甲信越静社会教育研究大会東京大会の繰入金の取扱いをど

うするかということが協議された。

各市でアンケートを取り、結果が、案1会則を改正するが4市、案2勘定科目を設置するが3市となった。なお、前回の社会教育委員の会議にて報告したとおり、調布市は案2と回答している。

票数が拮抗していること、また、理事会において、案1では定期預金口座を二つ管理する必要がある一方、案2だとその必要がないため、案2がよいとする意見等が出されたことから、こちらについては、改めて事務局よりアンケートを行い、来年の2月の第2回理事会で再度協議することとなった。調布市としては、前回と同様に案2と回答させていただく予定でいる。

報告は以上である。篠崎議長から補足があればお願いしたい。

○篠崎議長

東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会・社会教育委員研修会は、12月10日に昭島市で行われる。少し距離はあるが、ご出席いただければと思う。やはり、調布市で考えていることと、他市で考えていることが全然違うということもあり、そういう委員の方々の意見を伺うことにより、また新たな発想が出てくるというようなこともある。ぜひ出席願いたい。

それから、ブロック研修会が11月6日に武蔵野で開催予定である。会場がなかなか良い会場であり、場所の参考にもなるかと思う。こちらでもぜひ参加いただきたい。

何かご質問や意見はあるか。(数秒待つが、意見無し)

それでは次の議題とする。

(3) 情報共有事項

令和4年調布市公民館運営審議会第3回定例会について

○篠崎議長

事務局に説明をお願いしたい。

○事務局

令和4年調布市公民館運営審議会第3回定例会についてご報告する。内容は資料2の117頁から152頁にあるとおりである。

会議は令和4年6月28日(火)午後2時から、東部公民館において開催された。時間の都合上、詳細は割愛するため、資料をご一読いただきたい。説明は以上である。

○篠崎議長

質問はまた後程受け付けたい。次の議題へと移る。

(4) 協議事項

ア 調布市社会教育関係団体の登録(新規について)

○事務局

社会教育関係団体の新規登録申請について説明させていただく。

この度、「調布シニアアンサンブル花音（かのん）」という団体から社会教育関係団体の登録申請があった。2月の社会教育委員の会議においても、社会教育関係団体の登録申請があったため、御承知のことと思うが、改めて説明する。資料3-1の153頁目「調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則」を御覧いただきたい。

調布市の社会教育関係登録団体として登録ができる要件は、第2条にあるとおり（1）から（8）の8項目である。そして、これらの要件を満たした団体から申請書類が提出された場合は、第4条のとおり、社会教育委員の会議で御意見を伺い、問題が無ければ、登録を決定し、通知書と登録証を団体宛に交付することとなっている。

登録団体として登録された場合、第7条にあるとおり、団体の申請に基づき「社会教育関係登録団体活動事業補助金」の交付を行うとともに、当該事業について広く周知を図るなどがある。令和4年度の補助金の交付につきましては、昨年令和3年9月3日から10月1日まで、登録団体に補助金申請の希望について事前調査を行ったうえで、令和4年4月に申請し、5月の社会教育委員の会議において委員の皆様にご意見を聴き、決定した団体のみに交付することとなっており、令和4年度は、登録団体26団体のうち10団体が申請し、交付を決定した。

また、教育委員会は、登録団体が行う事業について、特に必要があると認める場合は、予算の範囲内で共催をすることができ、別に定める条件を満たす事業を行う場合は、その事業を後援する。なお、文化会館たづくりやグリーンホールの市施設を、社会教育を目的とした活動で使用する際、基本使用料金の100分の50に相当する額で使用可能なほか、公民館や地域福祉センターも、社会教育を目的とした活動で使用する際、使用料金が免除となる。

これまでご説明した「社会教育関係団体の登録」に関しては、資料3-2の155頁目のとおり、市のホームページに登録制度の概要、支援内容、登録基準、登録認定までの流れを掲載し、登録規則と補助金交付要綱がダウンロードできるようになっている。

新たに申請を希望される場合、申請様式や手続きについては、電話またはメールにより社会教育課へ問合せいただき、社会教育課で登録要件や団体の活動内容を確認した後、申請様式の送付や手続きの詳細についてご案内している。

以上を踏まえ、今回「調布シニアアンサンブル花音（かのん）」から提出された申請書類の内容をまとめた資料3-3の157頁目を御覧いただきたい。

表の右から2番目「登録基準」1～8が、先ほどの資料3-1登録規則の第2条の登録基準8項目を満たしているかどうかを確認したものである。登録基準（1）については、申請書類提出の際、代表者に口頭で確認済を行った。登録基準（2）は、事業計画、団体の規約及び団体紹介資料から、継続的かつ計画的に活動し、コンサート等を通して地域への還元も積極的に行っており、社会教育活動の成果が期待できることから、基準を満たすものと判断した。登録基準（3）及び（4）については、申請書類提出の際に代表者に口頭で確認し、団体規約や団体紹介資料等から問題はないことを確認した。登録基準（5）から（8）は、

規則第3条に示す申請書類のうち、(1) 団体規約、(3) 収支予算書、(4) 団体役員及び会員名簿を確認し、基準を満たすものと判断した。

登録証の有効期間は一斉の更新から2年間となっており、直近では昨年の令和3年6月1日に更新しているため、今回は期の途中で登録ということになり、本日登録に問題がなければ、令和4年8月1日から令和5年5月31日まで有効となる。

「調布シニアアンサンブル花音(かのん)」からは、資料3-2市のホームページを御覧になったとお問合せがあり、今回申請することとなった。活動の継続にあたり、文化会館たづくりやグリーンホールの使用料金減額を受けたいとの希望がある。

平成16年2月に結成した団体で、団体の目的を「室内楽合奏の楽しみを通して会員相互の親睦を図り、合奏技術の向上を目指す。さらに地域の文化や福祉の向上に資する」とし、ヴァイオリン等の弦楽器とフルート等の木管楽器の編成で、クラシックを中心とした曲目を、外部から指導者を迎えて月4回合奏練習している。運営委員を中心に月1回ミーティングを持ち、「花音ニュース」という団内の広報紙で情報共有や親睦を図る等、運営に工夫をしている。

例年11月頃に、グリーンホール小ホールで定期演奏会を開催しているほか、児童館等で子ども向けの演奏会も予定しており、地域で日頃の練習の成果を披露している。なお、団体名を「シニア」としているが、演奏技術、年齢を問わず会員を募集しており、活動を広げている。主な活動場所は、つつじヶ丘児童館、文化会館たづくり及び小島町ふれあいの家である。会員数は、合計21人で、そのうち3分の2にあたる14人が市内在住者である。

会費については、一人当たり月額3千円で、この他に演奏会費を年1回徴収し、運営に充てているとのこと。収支予算のうち支出については、練習及び演奏会の施設使用料、指導者への謝礼が主な内容となっている。なお、登録申請の時点では、社会教育関係登録団体活動事業補助金への申請の希望は無いとのことだったが、今回登録認定となれば、他の登録団体と同様に、令和4年9月頃に、令和5年度に向けての事前調査について送付する予定である。

以上のことから、今回申請のあった「調布シニアアンサンブル花音(かのん)」はすべての登録基準を満たしており、市における社会教育の育成発展を図るものと判断し、登録に問題ないものと考えている。御意見等あればお願いしたい。

○篠崎議長

委員の皆様御意見はいかがか。

この団体の結成は平成16年とあるが、20年近くホームページを見ておらず、社会教育関係団体の登録について知らなかったということか。

○事務局

そのようである。

○篠崎議長

グリーンホールを利用しているのであれば情報が得られるように思うが。

他に御意見はないか。(数秒待ち、意見なし)では団体は登録可とする。

次の議題へと移る。

イ 次期調布市社会教育計画の策定について

○篠崎議長

事務局に説明をお願いします。

○事務局

次期調布市社会教育計画の策定について説明させていただく。6月21日(火)に開催した、令和4年度第1回臨時会調布市社会教育委員の会議において、次期調布市社会教育計画策定のためのワーキンググループを立ち上げることとなった。第1回社会教育計画策定ワーキンググループは6月21日(火)、第2回は7月19日(火)に開催した。資料4の資料を一枚捲っていただくと、それぞれの会議記録がある。

第1回ワーキンググループでは、ブレインストーミングを行い、市民アンケートについて議論した。また、第2回ワーキンググループでは、計画期間を令和5年度から8年度の4年間とし、計画期間に社会情勢の変化などがあり、必要となった場合は状況に応じて計画の見直しや修正を行うとした、次期調布市社会教育計画の策定方針(案)がまとまった。

4の検討体制については(1)にワーキンググループに関する記載を追加し、(6)の市民からの意見の聴取については、市民アンケートを実施した。

5のスケジュールについては、表のとおりである。委員の皆様には既にご連絡させていただいているが、8月30日(火)に開催する予定であった第3回調布市社会教育委員の会議を中止し、10月4日(火)に開催することとなった。

次期調布市社会教育計画の策定方針(案)につきまして、御意見等あればお願いしたい。

○篠崎議長

まず、策定案に関して前回からまた意見が新たにあるというような方は御意見いただければと思う。社会教育計画がきちりしていないとこれから先が思いやられるわけで、ぜひともこの計画にこれは絶対載せた方が良くという、そういった御意見がとても貴重なものとなる。その御意見を我々みんなで揉んでいくということがこれから大切だと思う。

社会教育というものは非常にわかりづらいというところがあるが、反対に現代のこの状況・世代からすると、この社会で結びついていくこの力からこそ、大変重要な力になっていくように思う。

意見が無いようなので、協議は終了とする。

(3) その他

次回日程について

○事務局

回りの社会教育委員の会議は令和4年10月4日(火)午後1時30分から教育会館3階301研修室での開催を予定している。

8 閉会

○篠崎議長

それでは、閉会とする。